

議案第 6 5 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。
別表第1の164の項を次のように改める。

164	新三田桜のこみち 公園	三田市福島1丁目4番	街区公園
-----	----------------	------------	------

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第19条関係)

公園名	施設名	使用期間	使用時間		
城山公園	野球場	1月5日	1月から3月	午前9時から午後9時まで	
		から12	まで及び12		
		月27日	月		
	陸上競技場	1月5日 から12 月27日 まで	まで	4月及び1	午前9時から午後9時 まで(土曜日、日曜日及び 祝日は、午前7時から午後 9時まで)
			1月	5月から1	午前7時から午後9時 まで
			0月まで	1月、2月及	午前9時から午後5時 まで
			び12月	3月	午前9時から午後6時 まで
			4月	4月	午前9時から午後6時 まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後6時 まで)
5月から8	5月から8	午前7時から午後7時 まで			
月まで	月まで				

			9月	午前7時から午後6時まで
			10月	午前7時から午後5時まで
			11月	午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は、午前7時から午後5時まで）
	体育館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで	
三田谷公園	テニスコート 多目的 広場	1月5日から12月27日まで	1月、2月及び12月	午前9時から午後5時まで
			3月	午前9時から午後6時まで
			4月	午前9時から午後6時まで （土曜日、日曜日及び祝日は、午前7時から午後6時まで）
			5月から8月まで	午前7時から午後7時まで
			9月	午前7時から午後6時まで
			10月	午前7時から午後5時まで
			11月	午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は、午前7時から午後5時まで）
			中央公園	テニスコート

	多目的 広場	1月27日 まで	3月	午前9時から午後6時まで
			4月	午前9時から午後6時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後6時まで)
			5月から8月 まで	午前7時から午後7時まで
			9月	午前7時から午後6時まで
			10月	午前7時から午後5時まで
			11月	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後5時まで)
学園東 公園	多目的 広場	1月5日 から12 月27日 まで	1月、2月及 び12月	午前9時から午後5時まで
			3月	午前9時から午後6時まで
			4月	午前9時から午後6時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後6時まで)
			5月から8月 まで	午前7時から午後7時まで
			9月	午前7時から午後6時まで
			10月	午前7時から午後5時まで
			11月	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後5時まで)
駒ヶ谷 運動公 園	野球場	1月5日 から12 月27日 まで	1月から3 月まで及び 12月	午前9時から午後5時ま で
			4月及び1 1月	午前9時から午後5時ま で(土曜日、日曜日及び 祝日は、午前7時から午

			後 5 時まで)
		5 月から 8 月まで	午前 7 時から午後 7 時まで
		9 月及び 10 月	午前 7 時から午後 5 時まで
テニスコート	1 月 5 日から 12 月 27 日まで	1 月、2 月及び 12 月	午前 9 時から午後 5 時まで
		3 月	午前 9 時から午後 6 時まで
		4 月	午前 9 時から午後 6 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、午前 7 時から午後 6 時まで)
		5 月から 8 月まで	午前 7 時から午後 7 時まで
		9 月	午前 7 時から午後 6 時まで
		10 月	午前 7 時から午後 5 時まで
		11 月	午前 9 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、午前 7 時から午後 5 時まで)
		12 月	午前 9 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、午前 7 時から午後 5 時まで)
多目的広場	1 月 5 日から 12 月 27 日まで	1 月から 3 月まで及び 12 月	午前 9 時から午後 9 時まで
		4 月及び 11 月	午前 9 時から午後 9 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、午前 7 時から午後 9 時まで)
		5 月から 10 月まで	午前 7 時から午後 9 時まで
体育館	1 月 5 日から 12 月 27 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで	

テクノ 公園	多目的 広場	1月5日 から12 月27日 まで	1月、2月及 び12月	午前9時から午後5時まで
			3月	午前9時から午後6時まで
			4月	午前9時から午後6時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後6時まで)
			5月から8月 まで	午前7時から午後7時まで
			9月	午前7時から午後6時まで
			10月	午前7時から午後5時まで
			11月	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後5時まで)
小野公 園	多目的 広場	1月5日 から12 月27日 まで	1月から3 月まで及び 12月	午前9時から午後5時ま で
			4月及び1 1月	午前9時から午後5時ま で(土曜日、日曜日及び 祝日は、午前7時から午 後5時まで)
			5月から8月 まで	午前7時から午後7時まで
			9月及び10 月	午前7時から午後5時まで
下青野 公園	テニス コート	1月5日 から12 月27日 まで	1月から3月 まで及び12 月	午前9時から午後5時まで
			4月及び11 月	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は、 午前7時から午後5時まで)

			5月から8月 まで	午前7時から午後7時まで
			9月及び10 月	午前7時から午後5時まで

備考 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。